

横浜市一般廃棄物処理基本計画

～ ヨコハマ^{スリム}3R夢プラン ～

平成23年1月

横浜市

はじめに

市民・事業者の皆さまのG30への御理解と御協力により、横浜のごみ量は目標を大きく上回り大幅に減少しています。これは、皆さまの御努力の賜物であり、改めて感謝申し上げます。

また、G30の取組は、近年、諸外国からも注目を集めており、横浜が世界に誇る成果ともなっています。

私たちが生きていくうえで、日々の生活では衣食住においても、事業活動では生産・流通・販売などの全ての場面で必ずごみが出ます。その結果、資源が消費され、環境への負荷が生じます。

日本には、むかしから「もったいない」という言葉があるように、ものを大切にし、愛着をもって最後まで使い切る生活習慣がありました。これは、まさしく3R行動そのものを示しており、リデュース・リユース・リサイクル（発生抑制・再使用・再生利用）を先人たちが実践していた証しです。

横浜市では、G30プランにつづく「**ヨコハマ^{スリム}3R夢プラン**」において、分別・リサイクルのみならず、環境に最もやさしいリデュース（発生抑制）の取組を進めて、ごみと資源の総量を削減するとともに、脱温暖化を推進し、環境負荷の更なる低減を図ることで、豊かな環境を後世に引き継ぐことを目指します。

これは決して容易なことではありませんが、G30でつちかった協働の取組を^{いしずえ}礎に、市民・事業者の皆さまと行政の三者の「つながり」を更に強め、子供たちが将来に「夢」を持つことのできる社会の実現に共に取り組んでまいりましょう。

計画の策定に当たっては、様々な場面で多くの皆さまから、熱い思いがこもった御意見・御提案をいただき、誠にありがとうございました。今後も、横浜の未来を見据え、3Rを中心とした資源循環行政に取り組んでまいりますので、御支援・御協力をお願いします。

平成23年1月

横浜市長 林 文子

目次

1	計画策定の考え方	1
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	計画の位置付け	1
2	ごみ処理の現状と課題	2
(1)	ごみ量とごみ組成	2
(2)	家庭系ごみ・事業系ごみ対策	5
(3)	処理体制	5
(4)	ごみ処理における環境負荷の低減	7
(5)	市の財政状況とごみ処理経費	7
	<ごみ処理基本計画>	8
1	基本理念	9
2	計画目標等	10
(1)	計画期間	10
(2)	横浜の未来（廃棄物行政における将来ビジョン）	10
(3)	計画目標	11
3	基本理念を支える5つの基本方向	15
4	市民・事業者・行政の役割	17
5	基本計画で取り組む具体的施策	19
(1)	環境学習・普及啓発	20
(2)	リデュース（発生抑制）の推進	23
(3)	家庭系ごみ対策	24
(4)	事業系ごみ対策	28
(5)	ごみの処理・処分	30
(6)	きれいなまちづくり	33
	<し尿等処理基本計画>	34
	【資料編】	38
1	横浜市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画編）の概要	39
2	処理計画の検討経過	41
3	市民意見募集について	42
(1)	市民意見募集（パブリックコメント手続）	42
(2)	自治会町内会意見募集	59
4	最近の環境・資源循環行政の動き	60

スリム
「3R夢」にこめられた思い

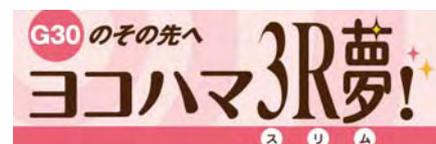
3Rによって更なるごみ減量と脱温暖化に取り組み、豊かな環境を後世に引き継ぐことで、子どもたちが将来に「夢」を持つことができるまち・横浜の実現を目指します。

★3Rとは、ごみを減らすための環境行動を表すキーワード

リデュース（Reduce）：ごみそのものを減らす

リユース（Reuse）：何回も繰り返し使う

リサイクル（Recycle）：分別して再び資源として利用する



1 計画策定の考え方

(1) 計画策定の趣旨

未来を担う子供たちに美しい地球環境・豊かな都市環境を引き継ぐためには、廃棄物対策として、リデュース（Reduce 発生抑制）・リユース（Reuse 再使用）・リサイクル（Recycle 再生利用）（以下、それぞれの頭文字の“R”を取り「3R」という。）を進めることで、天然資源の消費を抑制し、環境負荷をできる限り低減した循環型社会の実現に取り組む必要があります。

本市では、平成15年1月策定の一般廃棄物処理基本計画（以下「横浜G30プラン」という。）に基づき、焼却・埋立処分中心の廃棄物対策からの転換を図ることとし、3R、とりわけ分別・リサイクルを進めた結果、市民・事業者の協力により、燃やすごみの大幅な削減や、これに伴う温室効果ガス排出量の減少、焼却工場の廃止や最終処分場の延命化などの成果をあげることができました。さらに、分別をきっかけとして、市民・事業者による地域で独自の、あるいは業界団体等としての自主的なごみ減量・リサイクル行動の実践も見られるようになりました。

分別・リサイクルが市民・事業者の間に一定程度定着した今日、循環型社会の実現を確固たるものにするためには、ごみの発生そのものを抑制するリデュースの取組を一層進める必要があります。

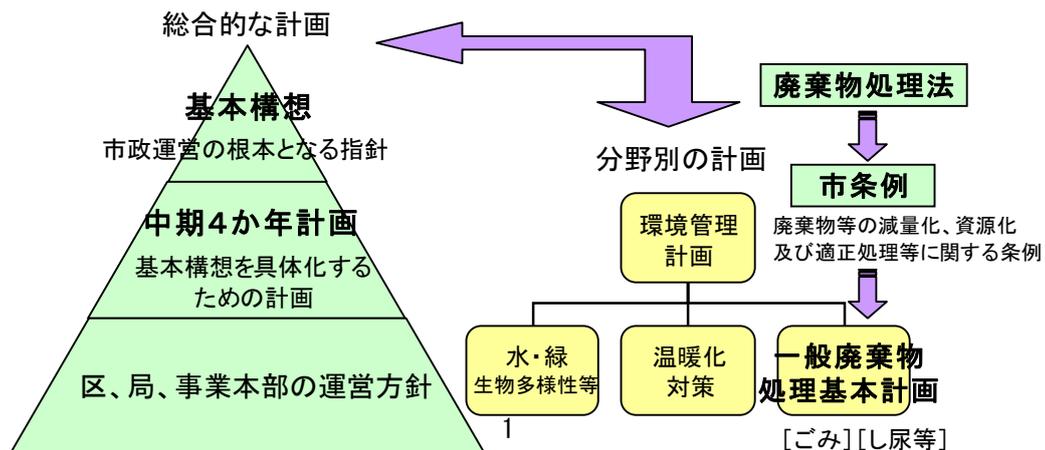
国においては、循環型社会形成推進基本法の制定から10年が経過し、各種リサイクル法の制定・見直しなどにより社会的制度の整備が進み、資源の循環的な利用等について国際的にも主導的な役割を果たそうと努めている中、本市としても、日本を代表する環境モデル都市として先頭に立ち、廃棄物行政をけん引していく必要があります。

そこで、横浜G30プランの計画期間が平成22年度で終了することから、これまでの施策・事業が抱える課題の解決を図るとともに、国等におけるごみ・環境政策の動向や社会経済情勢の変化に対応するため、横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会からの答申（平成22年7月「横浜市一般廃棄物処理基本計画の改定について」）や、市民・事業者の皆さまの御意見を踏まえ、循環型社会構築に向けて「横浜G30プラン」に替わる新たな計画を策定します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、市域内の一般廃棄物の処理について定めるもので、平成37年度（2025年度）までを見通した長期的な計画であり、ごみ処理基本計画とし尿等処理基本計画とで構成されます。

また、本計画は、市全体の総合計画である基本構想と中期4か年計画を上位計画とし、環境管理計画や地球温暖化対策に係る計画との整合を図って策定します。

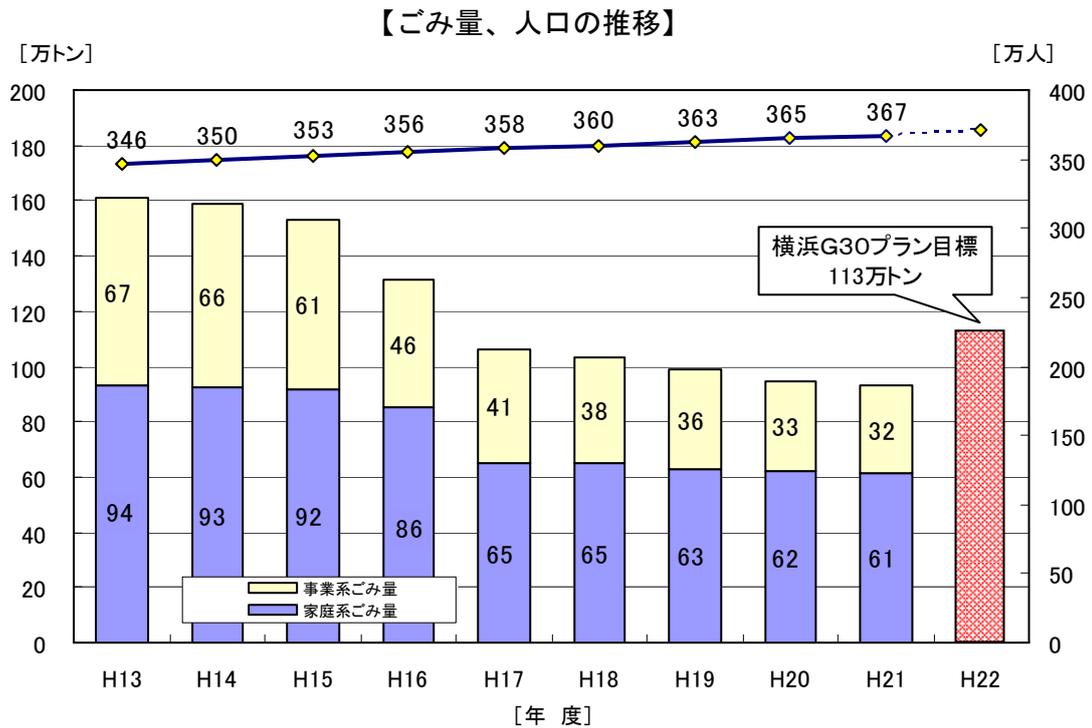


2 ごみ処理の現状と課題

(1) ごみ量とごみ組成

平成15年1月の横浜G30プラン策定以降、市民・事業者・行政の協働のもと、家庭系ごみについては分別収集品目の拡大、事業系ごみについては古紙などのリサイクル可能物のリサイクルルートへの誘導や産業廃棄物の適正処理、更には分別説明会や研修会の開催などによる普及啓発や搬入物検査の強化など、ごみの分別・リサイクルに積極的に取り組んだ結果、平成21年度の市全体のごみ量は93万トンとなり、平成13年度の161万トンに比べて42%の大幅な減少となっています。

家庭系ごみが、平成13年度の94万トンから平成21年度の61万トンと35%の減少であるのに対して、事業系ごみは67万トンから32万トンと50%を超える削減率となっています。

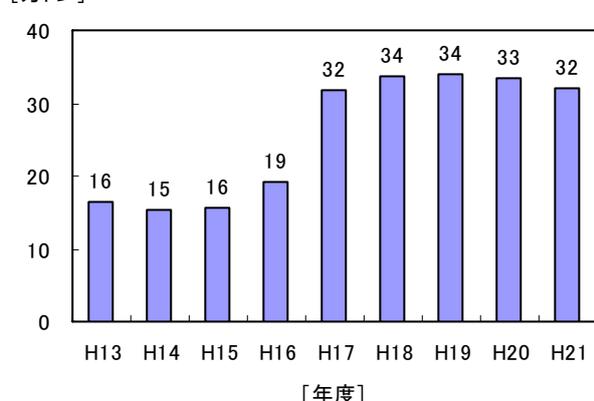


	13年度実績	14年度実績	15年度実績	16年度実績	17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度実績	G30プラン 22年度目標
市全体ごみ量 (万トン)	161	159	153	132	106	103	99	95	93	113
対13年度比 (単位:%)	—	▲1.4	▲4.8	▲18.2	▲33.9	▲35.9	▲38.7	▲41.0	▲42.2	▲30
人口(万人)	346	350	353	356	358	360	363	365	367	—
対13年度比 (単位:%)	—	1.0	1.9	2.7	3.4	4.1	4.8	5.5	6.1	—

※ ごみ量とは、資源化されるものを除いた焼却処理・直接埋立処分されるものの量をいう。人口は各年度の10月1日人口。

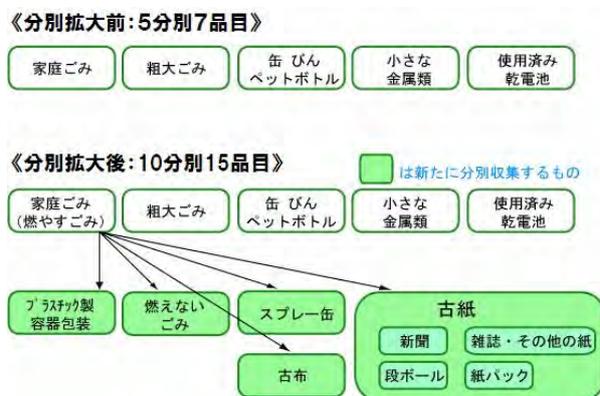
分別収集や資源集団回収等で集められた家庭から排出される資源物の量は、全市展開に向けて分別収集品目の拡大を6区で先行実施した平成16年度以降、大幅に増加し、平成13年度の約16万トンから平成21年度の約32万トンと、ほぼ倍増しています。

【資源化量の推移】



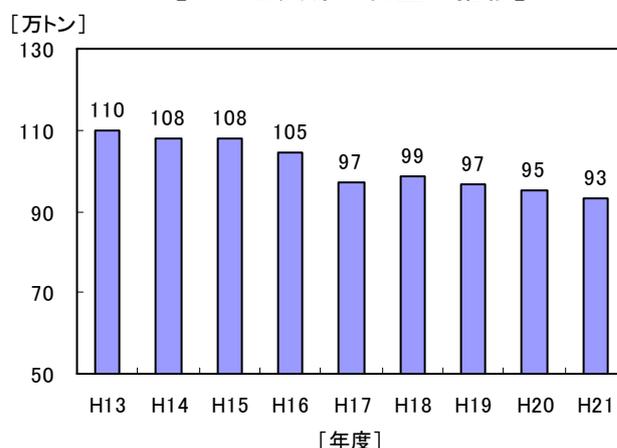
※ 家庭系の資源化量と資源集団回収量(暦年データ)の和を表す。

【分別品目の拡大】



【ごみと資源の総量の推移】

一方で、家庭から排出されるごみと資源の総量も平成13年度の110万トンから平成21年度の93万トンと減少しており、分別拡大を契機としてごみに対する関心が高まり、ごみを家庭に持ち込まない、物を大切に使うといったリデュース行動が徐々に浸透してきていると考えられます。しかし、近年は減少傾向の鈍化も見られ、また、リサイクルにおいても環境負荷が生じることから、3Rのうち、最も優先されるべきリデュースについては、今後もその取組を強化していく必要があります。



※ 家庭系のごみ量、資源化量及び資源集団回収量(暦年データ)の和を表す。

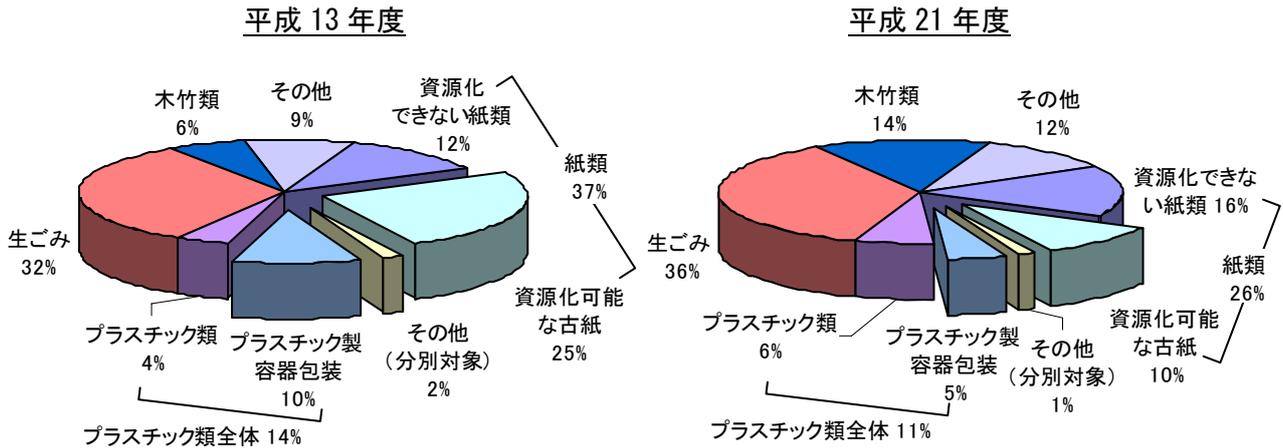
分別拡大前(平成13年度)と現状(平成21年度)の家庭から排出される燃やすごみの組成を比較すると、古紙やプラスチック製容器包装などが新たに分別対象となったことから、紙類は37%から26%に、プラスチック類は14%から11%に割合が減少しています。

また、分別品目としての燃やすごみの量が、平成13年度の90万トンから平成21年度の58万トンに削減されていることから、組成の割合から推計すると、燃やすごみに含まれる紙類は、33万トンから15万トンに、プラスチック類は13万トンから6万トンに減少しています。

しかし、燃やすごみの中には、きちんと分別することで資源化可能な古紙やプラスチック製容器包装などが依然として約16%、量にして10万トン近く含まれており、分別の徹底をさらに進める必要があります。

また、燃やすごみに占める生ごみの割合が32%から36%に上昇しており、量としても約21万トン含まれていることから、木竹類も含めてバイオマスの活用について検討する必要があります。

【燃やすごみ（家庭系）の組成調査結果】



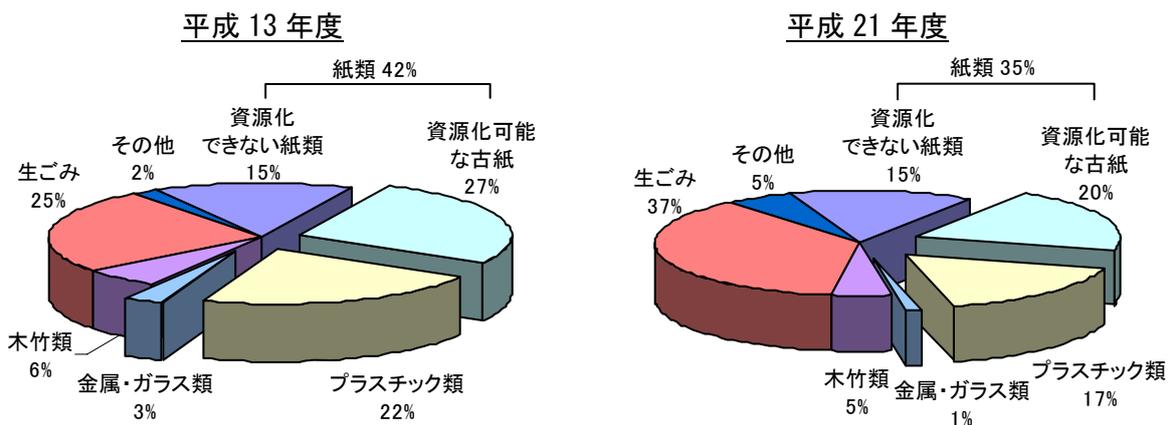
次に、平成 13 年度と平成 21 年度の事業系ごみの組成を比較すると、資源化可能な古紙をリサイクルルートに誘導するとともに、廃プラスチックなどの産業廃棄物の適正処理を推進した結果、紙類は 42%から 35%に、プラスチック類は 22%から 17%に割合が減少しています。

また、事業系ごみの量が、平成 13 年度の 67 万トンから平成 21 年度の 32 万トンに削減されていることから、組成の割合から推計すると、事業系ごみに含まれる紙類は 28 万トンから 11 万トンに、プラスチック類は 15 万トンから 5 万トン強に減少しています。

しかし、依然として、事業系ごみの中には資源化可能な古紙が 20%、6 万トン強含まれるほか、産業廃棄物であるプラスチック類が 17%、5 万トン強含まれており、リサイクルルートへの誘導や適正処理をさらに進める必要があります。

また、事業系ごみに占める生ごみの割合が 25%から 37%に上昇しており、量としても約 12 万トン含まれていることから、家庭系ごみと同様に、木竹類も含めてバイオマスの活用について検討する必要があります。

【事業系ごみの組成調査結果】



(2) 家庭系ごみ・事業系ごみ対策

平成 15 年 1 月	一般廃棄物処理基本計画（横浜G30プラン）策定
10 月	分別収集品目拡大モデル事業開始
12 月	資源化可能な古紙や産業廃棄物である木くず等の焼却工場への搬入を停止
平成 16 年 4 月	持ち去り禁止条項の追加
10 月	分別収集品目拡大の 6 区先行実施
平成 17 年 4 月	分別収集品目拡大の全市実施
平成 19 年度	G30エコパートナー協定締結開始
平成 20 年 2 月	家庭ごみの収集回数の変更（燃やすごみ、古紙・古布）
5 月	分別ルールを守らない者に対する罰則（過料）制度の適用開始
平成 21 年 7 月	横浜市チャレンジ・ザ・リデュース市民委員会・3者検討会設置

家庭系ごみの徹底的な分別とリサイクルの推進に向け、全ての市民が参加・協力できる仕組みを作ることとし、分別収集品目をプラスチック製容器包装や古紙・古布などを加えた 10 分別 15 品目に拡大するとともに、市民の自主的取組である資源集団回収の拡充を図っています。

さらに、資源回収ボックスの増設や、各事務所における拠点回収（センターリサイクル）の実施により、資源物回収のための受け皿の整備を進めてきました。

平成 20 年 2 月には、燃やすごみ及び古紙・古布の収集回数を変更したことに続き、同年 5 月には、分別ルールを守らない者に対する罰則制度の適用を開始しました。

事業者に対しては、各種業界の集まりに出向くなど、様々な機会をとらえてごみの減量・リサイクルの実践を働きかけるとともに、資源化可能な古紙や産業廃棄物である木くず等の焼却工場への搬入を停止し、リサイクルルートへの誘導と適正処理を推進しています。

また、環境にやさしい消費・販売行動を促進するため、G30エコパートナー協定の締結を進め、容器包装類の削減等に係る事業者の自主的な取組を支援しています。

そのうえで、リサイクルの次の段階として、ごみになるものを作らない、受け取らないといったリデュースの取組を進める必要があることから、平成 21 年度に市民・事業者・行政の三者による意見交換の場を設け、リデュースに向けた事業者の取組を具体化させるとともに、市民のライフスタイルや事業者のビジネススタイルの転換に向けた取組を進めています。

(3) 処理体制

家庭系ごみのうち、燃やすごみは週 2 回、資源物は品目により週 2 回から月 2 回の頻度で、本市職員と委託業者が収集しています。粗大ごみは、申込制による戸別収集を委託業者が行っています。

少子高齢社会の進展など社会構造が変化する中で、全ての市民がごみのことで困らないよう、スピード感を持って、多様化する市民ニーズに柔軟にきめ細かく対応することが求められています。

事業系ごみは、排出事業者が自ら、あるいは市が許可した一般廃棄物処理業者に依頼し、焼却工場や最終処分場に搬入されています。

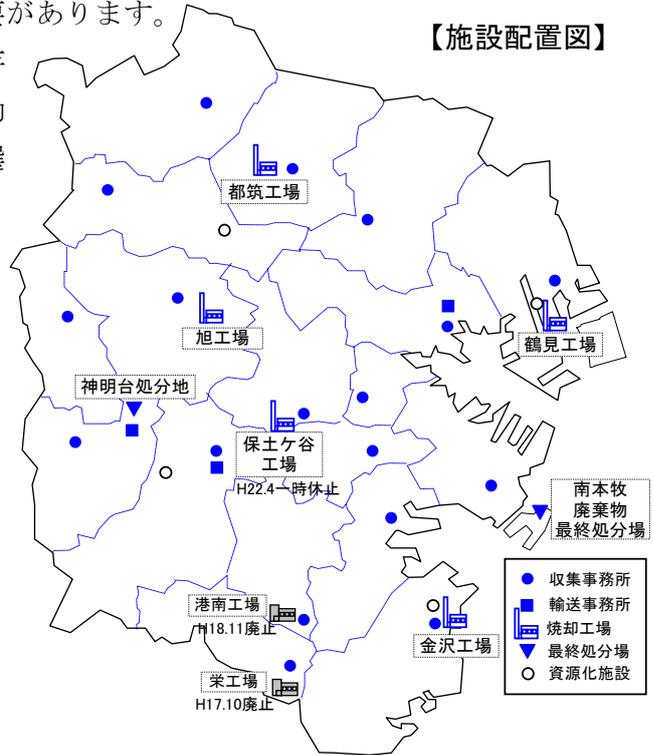
燃やすごみ等の処理は本市の焼却工場で行っていますが、ごみの減少に伴って、平成 17 年 10 月に栄工場を、平成 18 年 11 月に港南工場を廃止するとともに、平成 22 年 4 月に保土ヶ谷工場を一時休止し、現在は 4 工場体制となっています。

一方、最終処分場については、内陸部の神明台処分地と海面の南本牧廃棄物最終処分場（第2ブロック）により、焼却残さと燃えないごみの埋立処分を行っています。また、最終処分場の長期・安定的な確保のため、南本牧ふ頭第5ブロックに新規最終処分場の整備を進めています。

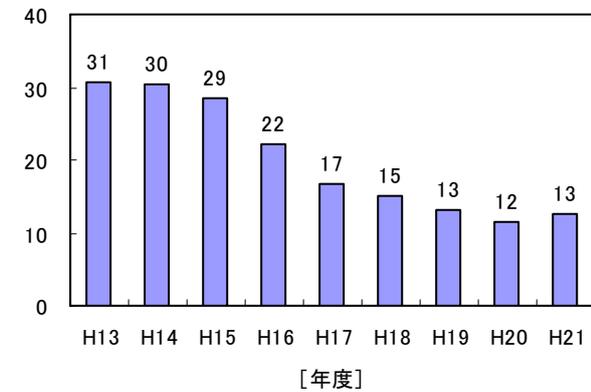
しかし、神明台処分地が平成22年度で埋立てを終了する中、新規最終処分場の開設までには相当の期間を要することから、南本牧廃棄物最終処分場（第2ブロック）の延命化を図るため、更なるごみの減量・リサイクルを進めるとともに、財政状況やごみ量の変化を見極めつつ、焼却灰の有効利用・資源化を進める必要があります。

なお、ごみの処理・処分に当たっては、既存技術のみにとらわれることなく、技術開発の動向を注視して、将来を見据えた最適な手法の選択に努める必要があります。

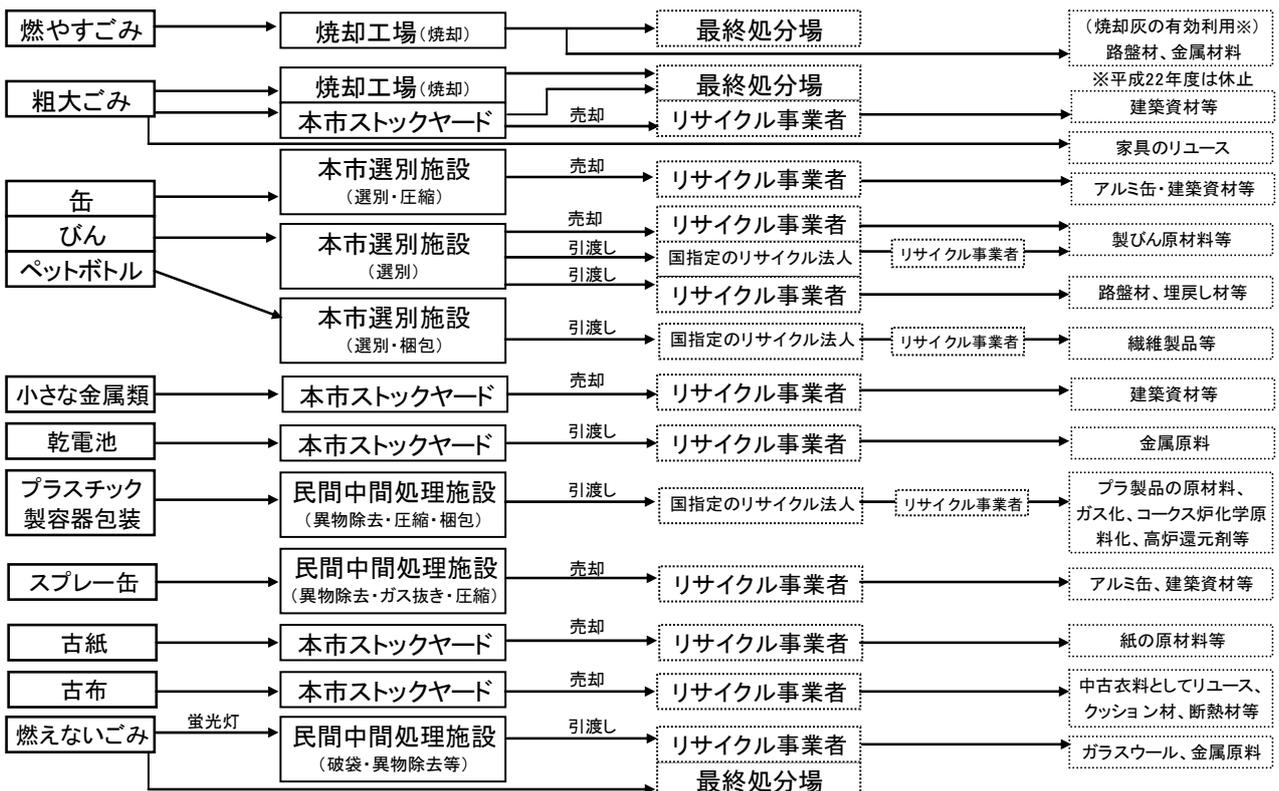
【施設配置図】



【一般廃棄物埋立量の推移】



【分別品目のゆくえ（平成21年度）】



(4) ごみ処理における環境負荷の低減

本市では脱温暖化を進めるため、横浜市脱温暖化行動方針（以下「CO-DO30」という。）を平成20年1月に策定し、全市的に脱温暖化の取組を進めています。ごみ処理においては、焼却するごみの削減、特にプラスチック類の焼却量の減少により、ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量を削減することができました（平成21年度は二酸化炭素換算で対13年度比約32万トン削減と推計：横浜市役所地球温暖化防止実行計画に基づく算定方法による）。

今後も、脱温暖化社会実現の一翼を担うため、ごみ処理の全ての段階において、更なる温室効果ガス排出量の削減に取り組む必要があります。

(5) 市の財政状況とごみ処理経費

本市の一般会計の歳出額の過去10年の推移を見ると1兆3千億円前後で推移していますが、少子高齢社会の進展に伴って、福祉・保健・医療のための経費である扶助費の割合が大幅に伸びており、今後も増加が見込まれます。

ごみ処理に係る経費（資源循環局決算額）の推移を見ると、歳出から手数料や売電収入等の歳入を除いた市税投入額は300億円前後で推移しています。

今後も一般財源の大幅な増収は見込まれないことから、ごみの減量・リサイクルと適正処理を安定して進めるためには、市民・事業者・行政の三者の適切な役割分担のもと、より効果的・効率的な仕組みや体制を確立していく必要があります。

【資源循環局歳入・歳出の推移（決算額）※】

(百万円)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
歳入合計	18,462	15,479	13,535	11,977	11,866	14,695	14,041	11,571	10,602
歳出合計	54,934	52,575	44,011	42,229	41,799	41,963	44,829	46,206	44,127
歳出－歳入 (市税投入額)	36,472	37,096	30,475	30,252	29,932	27,267	30,788	34,635	33,525
【参考】									
施設等整備費を除いた「歳出－歳入」	31,798	29,037	28,190	29,885	29,739	27,078	28,538	28,620	28,136

※ 端数処理の関係で表内の差し引きが合わない場合がある。